

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和4年10月31日

雲南市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東金成下集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東城之越集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東石井谷集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東幡屋上組集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東免別集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東春石集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東山王寺本郷集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東和野集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東中屋集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東海潮南集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東箱淵集落協定
	○			加茂地区	無	令和2年度～令和6年度	加茂南加茂集落協定
	○			加茂地区	無	令和2年度～令和6年度	加茂東谷谷集落協定
	○			加茂地区	無	令和2年度～令和6年度	加茂砂子原ふるさと振興会集落協定

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			木次地区	無	令和2年度～令和6年度	木次西日登地区集落協定
	○			木次地区	無	令和2年度～令和6年度	木次湯村本郷集落協定
	○			三刀屋地区	無	令和2年度～令和6年度	三刀屋給下中集落協定
	○			三刀屋地区	無	令和2年度～令和6年度	三刀屋多久和第1集落協定
	○			三刀屋地区	無	令和2年度～令和6年度	三刀屋鍋山集落協定
	○			掛合地区	無	令和2年度～令和6年度	掛合下多根集落協定
	○			掛合地区	無	令和2年度～令和6年度	掛合志食集落協定
	○			掛合地区	無	令和2年度～令和6年度	掛合松笠上集落協定
	○			掛合地区	無	令和2年度～令和6年度	掛合西谷集落協定
	○			掛合地区	無	令和2年度～令和6年度	掛合中多根集落協定